

(意見書案第 10 号)

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えの重要性は、ますます高まっている。

大規模な災害が発生すると、市街地をはじめインフラが壊滅的な被害を受け、被災市町村は、復興まちづくり事業に取り組むことになる。

その中でも市街地等の基盤整備は、産業や住宅、教育など他分野の復興事業の基盤となるため、復興まちづくり事業に先立って実施しなければならない。そのためにも、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められる。

このため、事前に人口減少や少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、復興まちづくりの目標や実施方針を適切な規模で検討しておくことは、被災後において復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、被災地が適切な規模でよりよい復興を実現するために重要な取組である。

また、大規模な災害が発生した際には、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国は特別の必要があると認められるときは復興の基本方針を定め、都道府県においても復興方針を定めることができるとなっており、市町村でも、これらに基づき復興計画を策定することができるとしている。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像や実施方針を検討し、事前復興まちづくり計画を策定することに焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定した。

一方、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、令和 6 年 7 月末時点で着手率が約 67% となり、取組は一定程度定着してきていると考えられるが、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

被災後に迅速な復興まちづくりを行うには、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に体制と手順の検討、建物や土地利用状況などの必要なデータの整理、復興まちづくりの目標の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

よって、政府においては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援の強化を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 24 日

釧路市議会

内閣総理大臣、国土交通大臣 宛